

福島県バドミントン協会規約

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本会は、福島県バドミントン協会と称する。

第 2 条 本会の事務局を理事長宅又は、理事長の指定地におく。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、バドミントン愛好者の中枢機関となり、バドミンントンの健全な普及発展人格形成を図り、併せて県民の競技力向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 純真明朗なバドミントン愛好者の指導啓蒙並びにその確立。
- 2 福島県選手権競技大会並びにその他の競技会の開催。
- 3 (財)日本バドミントン協会と連絡を緊密に図る。
- 4 その他本会において必要と認め事業。

第 3 章 組 織

第 5 条 本会の支部を県北・県中・県南・いわき・会津・相双 に置く。

第 6 条 本会に実業団連盟・教職員連盟・高体連専門部・大学連盟・中体連専門部・レデイ - ス連盟シニア連盟・小学生連盟を置く。

第 7 条 本会は、(財)日本バドミントン協会に加盟し、その支部として福島県体育協会に加盟する。また、それぞれの加盟団体としての活動を行う。

第 4 章 経費および会計

第 9 条 本会の経費は、登録料・補助金・その他の収入をもって充てる。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役 員

第 11 条 本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長若干名
3. 理事長 1 名
4. 副理事長若干名
5. 常任理事
6. 理事若干名
7. 監事 2 名
8. 評議員若干名
9. 会長が会計を任命する。

第 12 条 会長・副会長は、総会において推薦する。

第 13 条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

第 14 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する

第 15 条 理事長は、理事会の議決により選出し、会長これを委嘱し、会長の命をうけ会務を執行する。

第 16 条 副理事長は、理事会の議決により選出し、会長これを委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第 17 条 常任理事は、理事の互選とし会長これを委嘱する。

第 18 条 理事は、各支部 2 名(内 1 名は支部協会・連盟の理事長とする)・各加盟団体 1 名・会長推薦若干名を選出し総会の議を経て、会長これを委嘱する。

- 第 19 条** 監事は、総会において選出し、会計を監査する。
- 第 20 条** 評議員は、各支部および各加盟団体より 1 名ずつ選出する。
- 第 21 条** 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。欠員の補充・増員による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員された役員の任期は他の役員と同じとする。
- 第 22 条** 本会は必要により総会を経て、名誉会長・顧問・参与をおくことができる。
- 第 23 条** 本会に専門委員会を置くことができる。（総務・競技・指導・審判・表彰）
専門委員会に関する規程は、理事会の議決により別に定める。

第 6 章 会 議

- 第 24 条** 総会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・監事および評議員で構成し、毎年 1 回または、理事会の要請によって会長が臨時招集することができる。
総会は次のことを行い議長は会長が努める。
1. 規約の決定並びに変更
 2. 役員の選出
 3. 会務報告並びに決算の承認
 4. 事業計画の決定並びに予算審議
 5. その他必要と認めた事業
- 第 25 条** 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事で組織し、必要により会長が招集し、総会から委任された事項を執行する。特に必要がある時は上記、総会・理事会の他に常任理事会を会長が招集することができる。
- 第 26 条** 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し委任状の提出者も出席したものとみなす。また、可否同数のときは議長が決定する。
- 第 27 条** 本会の印鑑は、会長の指名する者が管理し理事長の承認を受けて使用する。
- 第 28 条** 本会の書類は、各専門委員会ごとに保管し書類の保管期間を設定する。
1. 重要書類は 3 年間（決算報告書類など）。
 2. その他の書類は 1 年。
 3. 競技記録は永久保管とする。
- 第 29 条** 全ての会議では議事録を作成し、総務委員会（事務局）で保管する。

第 7 章 登 録

- 第 30 条** 本会に加盟する会員は、所属する支部協会、又は各連盟を通じ登録を要する。
- 第 31 条** 登録手続きは、所定用紙に必要事項記入し、各支部または連盟から本会に提出する。
- 第 32 条** 登録は（財）日本バドミントン協会会員証の発行と登録書類の写しを各組織に返送して手続を完了とする。
- 第 33 条** 本会に登録しなければ、本会または各連盟の主催する競技会に参加することはできない。
- 第 34 条** 本会に加入する者が下記に該当するときは、本会登録ほか（財）日本バドミントン協会に登録しなければならない。
1. 各連盟、各支部の主催する競技会に参加する競技者
 2. （財）日本バドミントン協会公認審判委員、公認指導員
 3. 本会役員

第35条 本会の登録は、毎年更新するものとする。
登録規定に関しては、総会の決議により別に定める。

第 8 章 付 則

第 36 条 本会の規約の改定・廃棄・制定は、総会の決議による。

第 37 条 この規約は、昭和46年 6月 6日より実施する。

昭和59年 3月20日 一部改正

平成 5年 4月 1日 一部改正

平成 8年 4月 1日 一部改正

平成11年 4月 1日 一部改正

内規

1. 本会には次の専門委員会を置く。(第23条)

(1) 総務委員会 (2) 競技委員会 (3) 指導委員会

(4) 審判委員会 (5) 表彰委員会

専 門 委 員 会 規 定

- 第 1 条** この規定は規約第 2 3 条の規定により、本協会に総務・競技・指導・審判・表彰の各委員会を設ける。
- 第 2 条** 各委員会は委員長 1 名・副委員長 1 名・委員若干名で構成する。
但し委員の各委員会への重複を認める。
- 第 3 条** 各委員会の委員長は原則として常任理事があたる。委員の構成は、その半数以上は理事でなければならない。但し、表彰委員会は常任理事で構成する。
- 第 4 条** 各委員会の委員は会長これを委嘱する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 5 条** 委員長は各委員会を代表してその職務遂行の責任を負う。
委員長事故あるときは副委員長が代行する。
- 第 6 条** 各委員会は委員長が招集する。
各委員長は決定事項に関し適宜に常任理事会で報告しなければならない。
- 第 7 条** 理事長は必要に応じ合同専門委員会を招集することができる。
- 第 8 条** 各専門委員会はそれぞれ委員会を開いて第 9 条から第 1 3 条までの事項を処理する。
- 第 9 条** 総務委員会は次の各項に関する事項を処理する。
1. 総会並びに諸会議の準備、その議事録の作成及び保管
 2. 会長印と理事長印の保管
 3. 協会の組織と運営に関すること
 4. 庶務・渉外に関すること
 5. 予算・経理に関すること
 6. 他の委員会に属さない事項
- 第 10 条** 競技委員会は次の各項に関する事項を処理する。
1. 競技会の企画・開催・運営に関すること
 2. 大会運営規定・ランキングの検討
 3. ランキングの決定
 4. 競技記録・ランキング記録・賞杯等の管理保存
 5. その他競技に属する事項
- 第 11 条** 指導委員会は次の各項に関する事項を処理する。
1. バドミントン競技の普及・指導
 2. 各種指導会並びにコーチの招へいに関する事
 3. 強化合宿等の計画
 4. その他指導に属する事項
- 第 12 条** 審判委員会は次の各項に関する事項を処理する。
1. 審判員の育成並びに技術向上
 2. 各種大会の審判割当・審判派遣
 3. 審判講習会並びに審判規定に関する事
 4. その他審判に属する事項

第13条 表彰委員会は次の各項に関する事項を処理する。

1. 被表彰者の選考、並びに表彰資料の収集保管。
2. 上部団体への被表彰候補者の推薦。
3. その他表彰に属する事項。

第14条 この規定は昭和51年4月1日より効力を発し改廃は理事会の承認を得なければならない。

表 彰 規 定

（目 的）

第1条 この規定は、福島県バドミントン協会（以下「本会」という）及び本県バドミントン競技の発展のために顕著な業績のある団体及び個人の名譽を表彰することを目的とする。

（表彰の範囲、種類）

第2条 表彰は、本県バドミントンの普及振興に功勞のあったもの、並びに技能記録等の優秀な者に授与するものとし、表彰の種類は、功勞賞・優秀指導者賞・優秀選手賞・特別優秀選手賞とする。

（表彰の基準）

第3条 表彰の基準等については、別に定める表彰基準等細則によるものとする。

（表彰委員会）

第4条 本会専門委員会規定による表彰委員会は、被表彰候補団体または個人の選考に関する事項を調査・審議・決定する。

（表彰委員会の成立及び議決）

第5条 表彰委員会は委員の過半数の出席で成立する。議決は出席委員の多数決によるものとし、賛否同数の場合は委員長が決定する。

（候補団体、個人の推薦と選考）

第6条 被表彰候補団体または個人の推薦は、県内各支部協会長または加盟団体長が推薦理由を添えて、表彰委員会へ申請する。表彰委員会は推薦された団体または個人について、表彰日の1箇月前までに調査・審議・を行い決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は賞状と副賞を授与する。

（規定の改廃）

第8条 本規定の改廃は本会理事会の議決による。

付 則 本規定は昭和52年4月1日より施行する。

表彰基準等に関する細則

1. 表彰規定第3条によりこの細則を定める。

2. 功労賞を与える基準

- (1) バドミントン競技の育成・振興のため特に顕著な功績のあった団体及び個人。
- (2) 本会の発展のため特に顕著な功績のあった個人。
- (3) その他次に該当するもので表彰委員会が適当と認めた者。
 - 満年齢55才以上の者。
 - 10年以上クラブの顧問として活躍顕著な者。
 - 本会役員として10年以上または、常任理事以上を5年以上歴任した者。

3. 優秀指導者賞を与える基準

- (1) 中学校・高校のクラブ顧問として10年以上選手の育成指導につとめ、その指導技術の優秀な者。
- (2) 各地区または加盟団体の中で選手の育成指導を10年以上続けている優秀な指導者。
- (3) その他、特に選手の育成・指導に顕著な功績のあった指導者。

4. 優秀選手者賞を与える基準

- (1) 県総合体育大会に15年以上出場し、選手として活躍し成績が優秀な者。
- (2) 本会が主催または主管する大会で、3年以上連続優勝した個人及び団体。
- (3) 東北バドミントン選手権大会に10回以上出場し、その成績が優秀な者。
- (4) 国民体育大会へ3回以上出場し、特に選手として他の模範となる者。
- (5) (財)日本バドミントン協会主催大会、個人・団体において5位以上の者。

5. 特別優秀選手者賞を与える基準

- (1) 本会が主催または主管する大会で、5年以上連続優勝した個人及び団体。
- (2) 東北大会・全国大会等に出場し、特に優秀な成績を収めた個人及び団体。
(東北大会優勝・全国大会3位以内入賞をその基準とする。)
- (3) 国民体育大会に5回以上出場し、特に選手として模範となる者。
- (4) その他、特に技術的にすぐれ各種競技会で優秀な成績を収め、他の模範となる者。

6. 受賞の資格、回数

同一個人または団体は同一の表彰を再び受けない。ただし特別優秀選手賞はこの限りではない。

7. 表彰の機会

表彰は原則として毎年1回、県総合体育大会バドミントン競技開始式の際に行う。

8. 本細則の改廃は、表彰委員会において決定し、理事会の承認を得る。

大会役員分担基準

	福島県中学・高校体育大会 及び 中学・高校新人大会	春季・県総体 シニア大会および 県総合選手権大会	その他県協会が 主催する大会	実業団・シニア レジャー・小学生 等連盟主催大会
大会名誉会長	本会会長	-	-	本会会長
大会会長	県中高体連会長 県副会長	本会会長	本会会長	連盟会長
大会副会長	県中高体連ハート・ミント部 会長	本会副会長	本会副会長	本会副会長 連盟副会長 本会理事長
大会委員長	県中高体連ハート・ミント部専門 委員長	本会理事長	本会理事長	連盟理事長
大会副委員長	本会理事長	開催地区協会 理事長 本会役員	開催地区協会 理事長 本会役員	連盟副理事長
総務委員長 (デビュティ- レフェリ-)	県中高体連役員 開催地区専門委員長)	本会常任理事 (総務委員長)	本会常任理事	連盟役員
総務副委員長	本会常任理事 (総務委員長)	開催地区協会役員 本会役員	開催地区協会役員 主管団体役員	開催地・連盟役員 本会役員
競技役員長 (レフェリ-)	本会常任理事 (競技委員長)	本会常任理事 (競技委員長)	本会常任理事	連盟役員
競技役員副委員長	本会役員 開催地理事 県中高体連役員	開催地区協会役員 本会役員	開催地区協会役員 主管団体役員	開催地・連盟役員 本会役員
競技審判部長(デ ビュティ- レフェリ-)	本会常任理事 (審判委員長)	本会常任理事 (審判委員長)	本会常任理事	連盟役員 本会役員 審判委員
競技審判副部長	本会役員(審判委員) 県中高体連役員	本会役員(審判委 員)	審判委員	開催地・連盟役員 本会役員

交通費等

	県協会の会議打合せ等		県協会以外の会議打合せ等	
	県内	県外	県内	県外
交通費	下記	普通運賃 特急料金	下記	普通運賃 特急料金
日当	1,000円 (昼食付とする)	2,000円	2,000円	2,000円
宿泊料	実費 (7,000円以内)	実費 (7,000円以内)	実費 (7,000円以内)	実費 (7,000円以内)

- (1) 各大会の会長・委員長（大会・総務・競技・審判）について、この規定に基づいて支給する。
- (2) 競技役員・審判員・補助員等は、原則として開催支部で確保し、旅費等は支給しない。
- (3) 各大会において、役員が選手を兼ねた場合についても規定通り支給する。
- (4) 各大会において、上記（１）～（３）に基づいて支給する事とするが、予算が困難で支払いが困難な場合は、予算範囲以内で支給する。
- (5) 交通費については、「鉄道運賃定額表」を参考にし上記により支給する。
- (6) 日当については、県内の協会の会議は昼食付とし、それ以外は上記により支給する。
- (7) 宿泊料については、実費支給を原則とするが予算との関係で上記により支給する。
- (8) 上記の旅費等で、主催者側（県協会以外）で支給する場合について、本協会では支給しない。

交通費内訳

